

## 1 特定遊興飲食店営業の規定の新設

特定遊興飲食店営業とは

ナイトクラブその他設備を設けて、深夜において、客に遊興させ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食させる営業をいい、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければなりません。

深夜とは

午前零時から午前6時までの時間をいい、この時間帯で営業しようとする場合は、許可をとる必要があります。(午前5時からの営業時間制限有り)

営業所を設置できる地域

条例により、営業所設置許容地域を指定しています。

営業所設置許容地域以外の場所では、ホテル等内適合営業所の基準に合致する場合に限ります。

客に遊興させるとは

特定遊興飲食店営業として規制対象となるのは、営業者側の積極的な行為によって、客に遊び興じさせる場合です。

客に遊興をさせるためのサービスとしては、主として、ショーや演奏の類いを客に見聴きさせる鑑賞型のサービスと、客に遊戯、ゲーム等を行わせる参加型のサービスが考えられます。

鑑賞型のサービスについては、ショー等を鑑賞するよう客に勧める行為、実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為等は、積極的な行為に当たります。

これに対して、単にテレビの映像や録音された音楽を流すような場合は、積極的な行為には当たりません。

参加型のサービスについては、遊戯等を行うよう客に勧める行為、遊戯等を盛り上げるための言動や演出を行う行為等は、積極的な行為に当たります。

これに対して、客が自ら遊戯を希望した場合に限ってこれを行わせるとともに、客の遊戯に対して営業者側が何らの反応も行わないような場合は、積極的な行為に当たりません。

営業の意義

営業とは、財産上の利益を得る目的をもって、同種の行為を反復継続して行うことを指します。営業としての継続性及び営利性がない場合は、深夜において人に遊興と飲食をさせたとしても、特定遊興飲食店営業には該当しません。

(1) 三重県条例で規定した事項

**特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域【三重県条例第23条】**

三重県条例で定める営業ができる地域は、次のいずれにも該当する地域とする。

- 三重県条例別表第2に掲げる区域

**【別表第2】**

- 1 四日市市西新地(市道西新地久保田線から北側及び東側の区域を除く。)、諏訪栄町及び西浦一丁目(市道西新地久保田線の区域を除く。)の区域
- 2 津市大門の区域
- 3 松阪市愛宕町四丁目、愛宕町(市道塚本春日線から北側及び東側の区域を除く。)、愛宕町三丁目、愛宕町一丁目(市道乙四号線の南側で市道乙三号線の東側の区域及び市道天神横通り線から南側の区域を除く。)、愛宕町二丁目(市道甲一号線及び県道伊勢松阪線から南側を除く。)、宮町(市道塚本春日線の南側及び西側の区域に限る。)、京町(市道塚本春日線の南側で市道薬師道一号線の東側の区域に限る。)、平生町及び五十鈴町の区域
- 4 伊勢市一之木二丁目(東海旅客鉄道株式会社参宮線から北側及び県道鳥羽松阪線の区域を除く。)、大世古二丁目(県道鳥羽松阪線の区域を除く。)、曾禰二丁目(東海旅客鉄道株式会社参宮線から北側及び県道鳥羽松阪線の区域を除く。)、及び宮町二丁目(東海旅客鉄道株式会社参宮線から北側、県道伊勢松阪線から西側及び県道鳥羽松阪線の区域を除く。)の区域

\* 風俗営業の延長営業許容地域と同じ区域

- 病院、診療所(患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)及び児童福祉施設のうち深夜において児童を入所(入院を含む。)させるものの敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)から、次の表に掲げる距離の範囲外にある地域

商業地域に設ける営業所	70メートル
その他の地域に設ける営業所	100メートル

\* 保全対象施設からの距離制限

**特定遊興飲食店営業の営業時間の制限【三重県条例第24条】**

県内全域において、午前5時から午前6時までの時間において営業を営んではならない。ただし、1月1日は除く。

**特定遊興飲食店営業の騒音及び振動の規制【三重県条例第6条】**

風俗営業の7つの遵守事項のうち、以下の4つとする。

- 営業所において、店舗型性風俗特殊営業を営まないこと。
- 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

**特定遊興飲食店営業の遵守事項【三重県条例第25条】**

- 深夜における騒音の規制数値は、次の区分に応じた数値とする。

地 域	数値(深夜)
第一、第二種低層住居専用地域・第一、第二種中高層住居専用地域・第一、第二種住居地域・準住居地域	40デシベル
商業地域	50デシベル
その他の地域	45デシベル

\* 深夜とは午前0時から午前6時までの時間をいう。

- 深夜における振動の規制数値は、**55デシベル**とする。

\* 騒音及び振動の規制数値は、**風俗営業の深夜における規制数値と同じ。**

## (2) 許可に係る欠格事由の事項

ア 許可を受けようとする者が、成年被後見人、一定の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わるなどした日から起算して5年を経過しない者、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者等であるとき。

イ 営業所の技術上の基準～以下の基準に適合しないとき

- ・客室の床面積は、1室の床面積を33平方メートル以上とすること
- ・客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと
- ・善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと
- ・客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りではない。
- ・営業所内の客席の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること
- ・騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないように維持されるため、必要な構造又は設備を有すること

## (3) 禁止行為

- ・深夜における営業に関し客引きをすること
- ・深夜における営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと
- ・営業所で午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させること
- ・午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（午後10時以後翌日の午前零時前の時間において保護者が同伴する18歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く）
- ・営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること

## (4) 客の迷惑防止措置等

- ・迷惑行為防止に関する客への注意喚起
- ・営業所の内外の巡視、迷惑行為を行う客に対する制止
- ・従業員に対する教育
- ・苦情の処理に関する帳簿の備え付け

## (5) ホテル等内適合営業所の基準

営業所設置許容地域の外にあるホテル・旅館が以下の要件を満たす場合は、当該ホテル・旅館の中で特定遊興飲食店営業を営むことが認められます。

- ・同一階のほかの区域、直上・直下の区域を、ホテル・旅館業者又は風俗業者等が管理していること
- ・バルコニーを設置する場合には、バルコニーに通じる出入口に2重扉を設けること
- ・ホテル・旅館内を通過して、営業所に客が出入りすること
- ・ホテル・旅館業者が、営業所への客の出入りを管理すること

- ・営業所が風営法第2条第6項第4号に規定する営業に使用されるものでないこと

## (6) 許可申請書の添付書類

- ア 特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類
- ・営業の方法を記載した書類
  - ・営業所の使用権原を疎明する書類
  - ・営業所の平面図、営業所の周囲の略図
  - ・人的欠格事項の確認に必要な以下の書類
- イ 申請者が個人の場合
- ・住民票の写し
  - ・人的欠格事項に該当しないことを誓約する書面
  - ・成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
  - ・法定代理人の氏名及び住所を記載した書面、法定代理人の許可を証する書面（申請者が未婚の未成年者の場合）
- ウ 申請者が法人の場合
- ・定款及び登記事項証明書
  - ・役員住民票の写し
  - ・役員が人的欠格事項に該当しないことを誓約する書面
  - ・役員が成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

## (7) 許可申請等手数料

種 別		特定遊興飲食店営業手数料
許可申請手数料	3月以内の営業	14,000
	上記以外の営業	24,000
	同時申請	2件目以降は許可申請手数料から8,000円を減じた額
	減失特例	許可申請許可手数料に6,800円を加算した額
許可証再交付手数料		1,100
相続承認申請手数料	同時申請なし	8,600
	同時申請あり	2件目以降は相続承認申請手数料から4,800円を減じた額
合併承認申請手数料	同時申請なし	11,000
	同時申請あり	2件目以降は合併承認申請手数料から7,700円を減じた額
分割承認申請手数料	同時申請なし	11,000
	同時申請あり	2件目以降は分割承認申請手数料から7,700円を減じた額
変更承認申請手数料		9,900
許可証書換え手数料		1,400
特例認定申請手数料	同時申請なし	13,000
	同時申請あり	2件目以降は認定申請手数料から3,000円を減じた額
特例認定証再交付手数料		1,100
営業所管理者講習手数料		講習1時間につき650

## (8) 特定遊興飲食店営業のセルフチェックによる該当性判断

警察庁のホームページに特定遊興飲食店営業の該当性を判断するに当たって参考となる「特定遊興飲食店営業のセルフチェック」が掲載されています。

下記のリンクで行えますので、許可申請を検討されている事業者の方は、判断の目安として参考としてください。

※ 警察庁ホームページ 題目 特定遊興飲食店営業のセルフチェック（外部リンク）

## 2 風俗営業の延長営業地域及び時間

### 風俗営業の延長営業許容地域及び時間【三重県条例第4条の2】

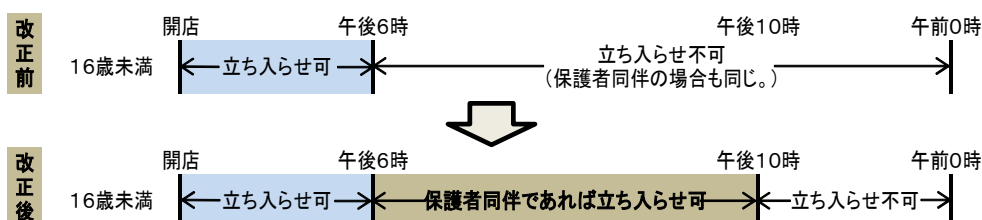
風俗営業のうち接待飲食等営業について、延長営業を認める地域は別表第2に掲げる区域とし、時間は午前1時までとする。

風俗営業のうち接待飲食等営業に限り、特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域と同じ地域を午前1時まで延長営業ができることとしました。

## 3 ゲームセンター等への立ち入らせ制限規定の緩和

### 年少者の立ち入らせの制限【三重県条例第8条】

ゲームセンター等の営業を営む風俗営業者は、午後6時後午後10時前の時間において、16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。



保護者同伴規定を新設し、16歳未満の者も午後6時後午後10時前まで保護者同伴であれば、客としてゲームセンターへの入場が可能としました。

## 4 風俗環境保全協議会の設置

### 風俗環境保全協議会の設置【三重県条例第27条】

風俗環境保全協議会を設置する地域は、別表第2に掲げる区域とする。

事業者、地域住民、警察署長等が構成員となり、深夜営業に伴う問題のうち、個々の事業者のみでは解決できないものについて、地域住民等の声を反映させながら、その防止と速やかな解決に向けた協議を行う風俗環境保全協議会を設置することができる規定を設けました。